

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		経済協力				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	⑬
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	314,547,152	316,016,297	313,425,904	316,695,560	342,457,299
		<0>	<0>	<0>	<26,505,082>	<0>
	補正予算	21,232,527	17,393,670	17,393,670		
		<0>	<0>	<0>		
	繰越し等	-1,883,507	15,603,234	6,910,890		
		<0>	<0>	<0>		
	計	333,896,172	349,013,201	337,876,795		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	330,723,571	348,280,848	337,583,224			
	<0>	<0>	<0>			

政策評価調書（個別票2）

政策名	経済協力					番号	⑬	(千円)		
	予 算 科 目									予 算 額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において● となっているもの	●	1	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費	164,598,981	178,032,459		
	●	2	一般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費	1,096,579	1,097,190		
	小計						165,695,560 <>の内数	179,129,649 <>の内数		
対応表において◆ となっているもの	◆	1	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費交付金に必要な経費	150,476,059	162,590,441		
	◆	2	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備に必要な経費	523,941	737,209		
	小計						151,000,000 <>の内数	163,327,650 <>の内数		
対応表において○ となっているもの	○	1	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費	< 26,505,082 >	<	>	
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計						<26,505,082>の内数	<	>	<
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計						<>の内数	<	>	<
合計						316,695,560 <26,505,082>の内数	342,457,299 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			経済協力				番号	⑬	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント		
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px; width: 80%; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>									
合計									

## 施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）



## 令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1-VI-1）

施策名	経済協力
施策目標	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p> <p>また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発協力大綱(平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定)</li> <li>・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定)</li> <li>・未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定)</li> <li>・インフラシステム輸出戦略(平成 29 年 5 月 29 日 改訂)</li> <li>・質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(平成 28 年 5 月 23 日)</li> <li>・質の高いインフラ投資推進のための G 7 伊勢志摩原則(平成 28 年 5 月 26 日)</li> <li>・平和と健康のための基本方針(平成 27 年 9 月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定)</li> <li>・平和と成長のための学びの戦略(平成 27 年 9 月 27 日 持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント)</li> </ul>
施策の概要	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発協力大綱(平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定)</li> <li>・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)</li> <li>・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年 1 月 28 日)</li> <li>五 戦後日本外交の総決算 (地球儀俯瞰(ふかん)外交の総仕上げ) (世界の中の日本外交)</li> <li>・第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)</li> <li>(1. 同盟国・友好国のネットワーク化推進)</li> <li>(2. 近隣諸国との協力関係強化)</li> <li>(4. 地球規模課題の解決への一層積極的な貢献)</li> <li>(5. 対中東政策の抜本的強化)</li> <li>(6. 「自由で開かれたインド太平洋」の実現)</li> <li>(総括)</li> <li>・未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定)</li> <li>・ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定)</li> <li>・インフラシステム輸出戦略(平成 30 年 6 月 7 日 改訂)</li> </ul>

	(インフラシステム輸出の波及効果) (インフラ輸出, 経済協力, 資源確保の一体的推進) (質の高いインフラの国際スタンダード化)					
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	314,547	316,016	313,426	316,696
		補正予算(b)	21,233	17,394	17,540	
		繰越し等(c)	△1,884	15,603	6,911	
		合計(a+b+c)	333,896	349,013	337,877	
執行額(百万円)		330,724	348,281	337,583		
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施 予定時期	令和3年8月	

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「\*」印のあるものは, 主要な測定指標であることを示している。

## 測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 \*

### 中期目標（一年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

### 30年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

#### 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術のさらなる展開

(1) 我が国の技術・知見を活かした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなりうるような施設・機材の供与を推進する。

(2) また、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、②雇用創出、能力構築、③社会・環境考慮、④被援助国の財政健全性を含む経済開発戦略との整合性、⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え、開放性や透明性を確保した形での質の高いインフラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。

(3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた2度目標達成に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

(4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

#### 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

#### 3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術のさらなる展開

(1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば30年には、東京で防災・気象関連や電力安定供給の技術を学ぶ研修を行った。防災・気象関連では、日本の災害経験も踏まえ、災害発生前の予防段階における防災への支援を重視した研修を行い、災害に強靱なインフラ投資を推進している。また、インドに対して、鉄道省を対象に定時運行に定評のある我が国の鉄道システムの理解のための研修や高速鉄道の運営能力強化に取り組んだ。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進については、9月に質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント（日本・EU・国連共催）を開催した。日本からはFOIPを説明しつつ、米国を含むパートナーと協力してこの構想を推進していることを紹介した上で、G20議長国就任を見据え、「質の高いインフラ」を国際社会が共有する国際スタンダードとして確立させ、同構想の柱の一つである質の高いインフラを通じた連結性の強化について取り組む旨表明した。同イベントには、経済協力開発機構(OECD)、国際通貨基金(IMF)、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)といった国際機関だけでなく、インドネシア、フィリピンを含む途上国やEU、米国といった先進国から政府関係者や実務関係者約70名が参加し、「質の高いインフラ」の重要性が再確認された。

さらに、11月のAPEC貿易・投資委員会において、「APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が改定され、インフラ開発・投資において満たすことが推奨される「透明性」、「開放性」、「経済性」、「対象国の財政健全性」等の要素を、APECにおいて初めてとりまとめた。また、12月のG20ブエノスアイレス・サミットにおいても質の高いインフラに関する令和元年の進捗を期待する旨を首脳宣言で確認した。

(3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアのオルカリア地熱発電所の整備等に関する有償資金協力を実施した。

(4) 官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」



の実施を決定し、10月にミャンマー政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、ミャンマーにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

(5) 令和元年6月のG20大阪サミットを見据え、上記(2)の国連サイドイベントでの貢献に加え、G20開発作業部会を31年1月及び3月、日本において主催し、質の高いインフラに係る原則を策定すべく、質の高いインフラのスタンダード化に係る議論を牽引した。

## 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」において、30年度は11.06億円（22案件）が採択された。また、タイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」参画企業の（株）とから製菓は、マレーシアへの技術協力及びネットワークづくりを行うとともに、ハラル対応和菓子輸出を拡大させるなど、中小企業の海外展開支援にもつながった。なお、同社のこれらの取組が高く評価され、「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞した。

中小企業の海外展開支援事業では、30年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証（・ビジネス化）事業あわせ118件を採択した。そのうち、地域活性化を目的に新設された「地域産業集積海外展開推進枠」についても3件採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認したうえで、コンゴ共和国、ギニアビサウ、レソト、ブルンジに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

## 3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介した日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいては、11月、日ASEAN首脳会議において、30年度からの5年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の立ち上げを発表し、同イニシアティブに基づくアジア各国の産業人材育成の取組を開始した。

2年目を迎えた高度外国人材の育成・環流事業であるイノベティブ・アジア事業では、対象国であるアジアの途上国12か国（インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）全てから、74名を受け入れたほか、短期研修も実施し、42名を受け入れた。

日本的経営の普及では、日本人材開発センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは10か月間の経営塾コースの需要が高く、21年開始時の年間1コース16名から年間4コース120名にまで規模が拡大した。30年度には、同コースの修了者で構成されるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問、日本企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、JICAが初めて（独）中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施し、日本企業105社・ベトナム企業32社（うち、28社が経営塾生）が参加し、224件の商談を設定した。カンボジアでの日本センターの起業家育成として10社を対象にアクセレレータープログラムを実施し、うち3社が日本でのクラウドファンディングに成功し目標の資金調達を実現した。

日本型工学教育の普及については、日越大学第三期生入学・一期生57名卒業（日系企業への就職、日本国内での進学者多数）、拠点大学間の連携強化（SEED-Net共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化）、日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等）、共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等、着実に進展した。

アフリカでは、2013年に安倍総理大臣から、5年間で1000人の若者を受け入れる旨表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」を通じ、同イニシアティブを開始した26年から30年までに、JICAを通じて1,200人を超える研修生を日本に受入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、30年度に25か国97人の修士・博士課程（うち博士課程は8か国19人）卒業生を輩出した。現在は36か国210人（修士及び博士課程）が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの留学生の工学系大学院受け入れでは、30年度は8名の留学生が新たに入学した（計8か国28名）。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、30年度は計34名の修了生を輩出し、これまでに計94名の工学修士、132名の工学博士を輩出した。

中南米においては、アルゼンチンにて、品質管理・生産性の向上のための総合的な手法として有用な「カイゼン」を活用し、国立工業技術院（INTI）の能力向上や同国企業の競争力向上に向けた支援を実施した。

#### 令和元年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

##### 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術のさらなる展開

(1) 我が国の技術・知見を活かした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的にはG7伊勢志摩原則やG20杭州サミット首脳宣言等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性について、国際社会で認識を共有する。

(3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への世界の一員としての貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

(4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

##### 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

##### 3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もともと基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)

#### 測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 \*

##### 中期目標（--年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

##### 30年度目標

##### 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

- 2 難民支援を含む人道支援, 社会安定化, 平和構築, 地雷対策
  - (1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため, 人道支援に加え, 紛争予防や, 中長期的な視点からの日本の強みを活かした「人づくり」, 難民受け入れ国(地域)支援など, 社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
  - (2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また, 世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。
- 3 テロ対策・治安能力構築支援, 暴力的過激主義対策
  - (1) 国際社会の取組にもかかわらず, 世界各地で様々なテロが繰り返されている今日, 海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも, 安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに, 特に, 途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ, これら途上国の治安状況改善を促す。
  - (2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ, テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため, 若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

## 施策の進捗状況・実績

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
  - (1) 我が国は, より安定的な国際環境の形成及び我が国と基本的価値を共有する国々との関係強化のため, それら諸国における法の起草・改正や, 司法関係者の育成等の法制度整備支援, 税制度の整備や公的部門の監査機能強化, 金融制度改善等の経済制度整備支援を実施してきた。

東南アジアにおいては, JICA を通じ, インドネシア, カンボジア, ベトナム, ミャンマー, ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に, ミャンマー, ラオスにおいては, 30 年度に後継案件を新たに開始したほか, ラオスにおいては, 長年の協力の成果として, 初の民法典が成立した。ネパールでは, 民主化支援の一環として, 法整備支援アドバイザーの派遣を通じて, 同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。また, 法執行能力強化支援については, JICA を通じ, インドネシア, ミャンマーに対する地域警察活動に係る技術協力, ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち, インドネシアにおいては, 地域警察活動の全国展開に向けて, 現場レベルでのモデル構築・普及に留まらず, 国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに, 公務員の能力強化については, JICA を通じ, ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか, カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し, 当該国の政策課題に対応しうる人材や体制強化に貢献した。

欧州では, アルメニアにおいて, 国連開発計画 (UNDP) と連携し, 選挙制度の改革を行うため, 有権者認証装置の整備や中央選挙管理委員会の能力強化に向けた支援を実施した。

アフリカにおいては, 仏語圏アフリカ諸国対象7か国(セネガル, チャド, ニジェール, マリ, コートジボワール, モーリタニア, ブルキナファソ)における警察官, 検察官, 予審判事及び公判判事に対し, 刑事司法研修を行うことにより, 捜査機関及び司法機関の能力の強化並びに連携促進を通じて, 越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り, もって同地域における平和と安定の実現に貢献した。ギニアビサウに対しては, 透明性・信頼性の高い選挙実施を図るため, UNDP と連携し, 選挙実施に必要な機材供与等を行った。
  - (2) 海上法執行能力の強化等の平和と安定の確保は FOIP の大きな柱の一つであり, 我が国にとって重要な海上交通の安全確保からの観点も含め, シーレーン沿岸国等に対し, 海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化した。

東南アジアにおいては, 技術協力プロジェクトを通じ, フィリピンの沿岸警備隊, マレーシアの海上法執行機関である MMEA に派遣されている長期専門家が引き続き能力構築支援を実施した。また, フィリピンでは, 複数回に亘り, ODA により供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が比沿岸警備隊に対して技術支援を実施した。

太平洋地域においては, JICA を通じ, 太平洋島嶼国 12 か国の担当職員向けに, 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業の抑止のための研修を米国とも連携し実施した。また, フィジーにおいては, 災害発生時の人命救助・捜索等の初動業務及び, 沿岸海域の海洋保全と同域内での救命・捜索業務等を担っているフィジー警察に対して, 海上保安関連機材を供与する無償資金協力の交換公文 (E/N) を締結した。

アフリカでは, ジブチに対して, ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため, 研修体制構築, 法執行能力向上, 巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また, 海上保安庁の協力のもと, 捜査資機材取扱実習などの日本の海上保安の知識・ノウハウ等を学ぶ海上保安政府機関担当者向けの研修を実施した。

## 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。

南西アジアでは、パキスタン北部のハイバル・パフトゥンハー州において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、アフガン難民への法的支援、保健支援、及び同難民とホストコミュニティの若年層に対する職業支援を、また、世界食糧計画（WFP）と連携し、アフガン難民及びホストコミュニティに対する栄養補助食品の配布や栄養・保健研修等の栄養支援をそれぞれ実施した。また、UNDPと連携し、同州の旧連邦直轄部族地域（FATA）において、26年のパキスタン軍テロ掃討作戦で生じた国内避難民の帰還開始を受けて、同地域のインフラ修復、帰還者生計改善、及びコミュニティの社会的結束力強化等の支援を実施した。

日本は、28年の「難民及び移民に関する国連サミット」において表明した28年から30年の3年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援及び受け入れ国（地域）支援を行うとの方針に基づき、シリア難民流入による人口増加に伴う環境汚染や衛生面での問題を抱えるヨルダンに対する廃棄物処理中継基地及び最終処分場機材整備の支援を始め、中東・アフリカ地域等で関連支援実施し、表明した金額の支援を実施している。

アフガニスタンから同国の国造りのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官、大学教員の25人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者29人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては、安心して留学生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況にかんがみ、日本で就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

南スーダン等の周辺国から約120万人の難民を受け入れているウガンダの西ナイル地域において、地方行政能力の向上を図る技術協力を実施したほか、同地域の2か所の難民居住区を繋ぐ橋の建設による両居住区間の移動円滑化及び保健センターや学校といった社会サービス・市場へのアクセス改善といった支援を決定した。

ベネズエラの経済社会情勢悪化による国外避難民等の発生を受け、草の根無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受け入れ地域に対して医療機材や生活資材供与、難民・移民及び受け入れ地域住民の生活安定化支援を実施した。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援として、フィリピンのミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援の継続に加え、これまでの支援の知見をいかし、バンサモロ基本法成立を受け、自治を一步進めた暫定移行政府設立のための移行準備支援（政府組織設計のための技術支援等）を実施した。また、29年5月の治安衝突で被災したミンダナオ島マラウィ市の再建を支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手したほか、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」のE/Nも締結した。

29年8月からのミャンマー・ラカイン州北部における治安情勢悪化に対処するため、日本政府は、複数の国際機関（UNDP, UNHCR, UNHabitat, UNICEF, WFP, UNFPA等）を通じ、食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む人道・開発支援やクイック・インパクト・プロジェクト（QIP）の実施に向けた支援などを行い、同地域の一層の人道状況改善、生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に滞在するミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し、WFPと連携してEバウチャー（注）を活用した食料支援を実施したほか、避難民流入により負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）生体情報を含む個人情報登録したカードを裨益者に配布し、同カード内に月毎に定められた金額をWFPが入金し、カード所持者がWFPと連携した地域小売店から特定の食材購入を可能にするシステム。

中東（アフガニスタン、イラク、シリア及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン及び南スーダン）地域においては、国連機関等（UNMAS, ICRC）を通じ、地雷除去、地雷被害者支援や武器管理等の取組を実施し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

地雷・不発弾対策支援については、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見を活用した地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（イラクやコロンビアにおける第三国研修）を実施した。また、ラオスの不発弾対策機関（UXO Lao）の能力向上（透明性が確保されたプロセスに基づく除去計画策定のための手法の普及等）を目的とした「貧困削減に資するUXO Laoの実施能力強化プロジェクト（技術協力）」を開始した。ジョージアでは、草の根無償資金協力を通じて、ERW（爆発性戦争残存物）

を除去するための支援を実施した。スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根無償資金協力を通じて、4件の地雷除去に関する支援を実施した。

### 3 テロ対策・治安能力構築支援，暴力的過激主義対策

(1) 海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で4名（フィリピン1名，マレーシア3名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。フィリピンに関しては、さらに、我が国が供与した巡視船を活用する形で、海上保安庁とフィリピンの海上法執行機関との間で海賊対策の合同演習を実施した。タジキスタン南部のアフガニスタンとの国境を接する地域において、UNDPと連携し、国境管理施設の建設、国境管理整備機材の供与及び国境管理能力強化に係る研修等の支援を実施した。

ガーナに対しては、西アフリカにおける最多の日本企業進出国であることを踏まえ、同国の警察当局の機動性及び能力の向上を図るため、治安対策機材（警察車両，無線システム等）の供与を実施した。

マリ，ブルキナファソに対しては、テロが多数発生している現状を踏まえ、治安維持対策の強化を図るため、同国空港に設置するX線検査装置や、同国治安省が使用する車両等の供与を実施した。

(2) 暴力的過激主義への対処を目的とした、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、中央アフリカに対して、帰還難民，元武装勢力戦闘員，若者及び女性を含む社会的弱者，地方行政者等を対象に，社会経済統合や武装勢力への回帰防止を図るため，職業訓練，生計向上支援及びガバナンス研修等を行った。

## 令和元年度目標

### 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由，民主主義，法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は，より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために，司法制度や法制度整備支援，法執行能力強化支援，公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し，航行の自由及び海上安全を確保することは，海洋国家である我が国のみならず，国際社会全体の平和，安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも，シーレーン沿岸国等に対し，海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

### 2 難民支援を含む人道支援，社会安定化，平和構築，地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため，人道支援に加え，紛争予防や，中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」，難民受け入れ国（地域）支援など，社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州から流出した避難民の帰還に向けた支援等を行う。また，世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

### 3 テロ対策・治安能力構築支援，暴力的過激主義対策

(1) 国際社会の取組にもかかわらず，世界各地で様々なテロが繰り返されている今日，海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも，安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに，特に，途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ，これら途上国の治安状況改善を促す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ，テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため，若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには，一人一人の権利が保障され，人々が安心して経済社会活動に従事し，社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から，自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し，安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは，施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)

### 測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 \*

#### 中期目標（一年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

#### 30年度目標

我が国の持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（28年12月）や「SDGsアクションプラン2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

##### 1 SDGs達成に向けた協力

- （1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。
- （2）人材育成奨学計画（JDS）やJICAによる長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGsの推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

##### 2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、「TICADナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」（29年12月）を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

##### 3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

##### 4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

##### 5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、初等教育における地域コミュニティの関与など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

##### 6 防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

##### 7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである日本の技術・知見を活用し、30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

##### 8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、環境管理（リサイクル、廃棄物処理等）への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン」に基づき、①官民を挙げたSDGsと連動するSociety5.0の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、③SDGsの担い手としての次世代と女性のエンパワーメントを3本柱とした日本の「SDGsモデル」を国内外に展開するとともに、以下の取組を実施した。

##### 1 SDGs達成に向けた協力

- （1）途上国のSDGs達成に向けた取組への協力としては、10月に行われた日メコン首脳会談で、日メコン両地域でのSDGs推進に向けた協力を強化すべく、「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択した。また、インドネシア政府のSDGs達成のための実施体制の強化への協力として、2019年3月から「SDGs実施体制強化プロジェクト」を開始。同プロジェクトを通じて、インドネシアのSDGsに係る国家指標の設定、指標達成のための行動計画策定、モニタリング・評価体制の構築を行う予定。

(2) 途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する JICA 開発大学院連携を 30 年度から本格的に始動し、「SDGs グローバルリーダー・コース」等のプログラムを実施した。また、人材育成奨学計画(JDS)では 30 年度に 321 名の若手行政官を受け入れ、同プログラムと連携した日本理解プログラムを実施した。

## 2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

引き続き、「国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョン」、「TICAD ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を実施した。

特に、国際機関を通じ、受け入れ国の感染症対策（予防及び対処）、そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健対策の確立に貢献した。具体的には、三大感染症（HIV/エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための取組を実施する Gavi への支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）への支援等を実施した。

また、9月の国連総会において、結核と NCD（非感染性疾患）に関するハイレベル会合が開催され、結核ハイレベル会合において国連日本代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導し、合意に導いた。

## 3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

IFNA については、栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行うとともに、IFNA に貢献する新規技術協力プロジェクトの形成（ナイジェリア、マダガスカル等）や日本国内での研修の実施、栄養改善に貢献する本邦関係者（青年海外協力隊や JICA 専門家等）のネットワーク強化を行った。

世界人口が増加傾向にある中、食料安全保障を、開発協力の重要な考え方の一つとする日本は、食糧増産等の支援の一環として、例えば、農業分野においてサブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目的に、「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」等のイニシアチブに協力する形で、同地域各国の実情に合った戦略に基づくコメ増産支援を実施した。

## 4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、安倍総理大臣が第 3 回国際女性会議 WAW！（28 年 12 月）で表明した途上国の女性たちの活躍推進支援（28 年から 30 年までの 3 年間で総額約 30 億米ドル以上）を計画どおり完了した。

## 5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（27 年 9 月）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、30 年 6 月の G 7 シャルルボワ・サミットでは、安倍総理大臣から途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育、人材育成支援のため、2 億ドル規模の支援を行う旨表明した。

## 6 防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアチブ」の推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアチブ」に基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進め、「2015 年～2018 年までの 4 年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施」という目標に対して、約 50 億ドルの協力と 7 万人の人材育成を達成した。

また、31 年 3 月に G 20 開発作業部会の開催と合わせサイドイベントとして「防災アジェンダの達成に向けた展望」と題するセミナーを開催した。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

9月のインドネシア・中部スラウェシ州地震による被害に対しては、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

## 7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）



DAC 諸国の水・衛生分野での拠出の 28.7%に上る 6,079 百万ドル（25～29 年拠出ベース）を支援するなど、トップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

9 月、東京で国際水協会（IWA）世界水会議が開催され、下水・衛生施設へのアクセス改善や水質改善のための取組の主流化に向けてアジアの知見の共有を行うとともに、日本の開発経験も踏まえた大都市での水管理のあり方について発信するなど、SDGs 達成に向けた議論に貢献した。第 73 回国連総会第二委員会においては、関係国と連携を図りながら交渉を進めた結果、「国連水と災害に関する特別会議」の成果を尊重する旨の規定が盛り込まれた。

#### 8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち、30 年度は、タイ、インドネシア、ベトナム、モンゴル及びラオスの JCM からクレジットが発行された。具体的には、タイでは太陽光発電システム導入により 300 トン、インドネシアでは工場の空調やコンビニエンスストアの省エネ等 4 件のプロジェクトから 705 トン、ベトナムでは国営病院の省エネと環境改善によるグリーンホスピタル事業とホテルの省エネプロジェクトから 1,139 トン、モンゴルでは学校等への高効率熱供給ボイラや太陽光発電を導入する 3 件のプロジェクトから 9,206 トン、ラオスでは省エネ型データセンターの導入プロジェクトから 207 トンのクレジットが発行された。これまでに 43 件（うち 30 年度は 17 件）の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV（測定、報告及び検証）方法論が 67 件（うち 30 年度は 19 件）承認され、これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。そのほか、緑の気候基金（GCF）については、事実上最大の拠出国として、また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し、緩和・適応策の新規支援案件 19 件の採択、GCF の基金管理機関（トラスティ）の正式決定、第一次増資プロセスの立ち上げ等、基金の運営に積極的に貢献した。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、例えば、ガイアナ共和国の「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を対象として 18.48 億円の無償資金協力を実施した。

環境管理においては、海洋プラスチックごみに関し、30 年 11 月、ASEAN+3（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で日本は、中国や韓国とも連携し、「3R（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再生））」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことを表明した。また、11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

生物多様性保全への取組に関しては、10 月、ロンドンで開催された「第 4 回野生動植物の違法取引に関する国際会議」において、我が国から、国際的な組織犯罪である野生動植物の違法取引への対処の一環として、ゾウ生息国における密猟対策支援を推進していくこと等を表明した。

#### 令和元年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（28 年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2019」を踏まえた国際協力を更に推進する。

##### 1 SDGs 達成に向けた協力

- （1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
- （2）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

##### 2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）

「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」、「TICADVI ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

##### 3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA））

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。



- 4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）  
「女性の活躍推進のための開発戦略」（28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。
- 5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）  
「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。
- 6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）  
新たなイニシアティブを検討し、そのイニシアティブの達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。
- 7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）  
水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。
- 8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）  
我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、SDGs等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的かつ強靱な社会を構築することを目指す。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ・開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)

#### 測定指標4 連携の強化 \*

##### 中期目標（--年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

##### 30年度目標

- 1 国民参加機会の拡大  
我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行った上で、引き続き推進する。
- 2 国際機関・地域機関等との連携  
我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、2025年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員への参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える協力」となる可能性を高めるよう努める。
- 3 卒業国支援、日系人・社会との絆  
一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支

援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 50.46 億円（106 件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）52.48 億円（70 件）への資金協力を実施した。また、JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 15.81 億円（38 件）が採択された。NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、30 年度中、NGO・外務省定期協議会を 7 回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO-JICA 協議会も 3 回開催された。

ボランティア事業の見直しについては、29 年度「秋のレビュー」（秋の年次公開検証）の指摘に基づいて、JICA ボランティア事業の制度見直しに取り組んだ。具体的には、総称を「JICA 海外協力隊」とするとともに、年齢に基づく区分から、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い、30 年度秋募集から導入した。また、人件費補てんを廃止し、現職参加者の雇用を継続するための必要経費（労災や社会保険料など）を所属先に対し支出することとした。さらに、家族手当を廃止するとともに、海外一斉調査を踏まえ、現地生活費及び住居費の改定を行った。

また、応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層の母数が多いと考えられる都市部を中心に募集説明会の回数を大幅に増やすとともに、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポット CM、全国版の雑誌（President、日経 Woman、アエラ、Number）への記事広告展開と WEB 転載等により、関心の惹起を図っている。

### 2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、11 月の WFP 副事務局長訪日時に国際機関等との政策対話を実施したほか、同副事務局長訪日時や 12 月の UNRWA 事務局長訪日時等の国際機関幹部の訪日機会を利用して日本の NGO との意見交換を実施した。

さらに、日本の「顔の見える協力」とするための取組については、国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え、日本人職員の参画について継続的な働きかけを行うとともに、日本人職員が関与するプロジェクトの積極的な採用を行った。その結果、29 年末時点の国連関係機関の日本人職員数は 850 名となり、28 年末時点の 820 人から 30 名増加した。

### 3 卒業国支援、日系人・社会との絆

26 年 7 月に安倍総理大臣が日カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の一つとして表明した、小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるバハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ及びセントクリストファー・ネービスの 4 か国に対し、研修員受入れの支援を実施した。

中南米地域における日系社会との絆を意識した取組については、中南米の日系人に対する支援として、草の根無償資金協力を通じて高齢者長期居住施設の整備を行ったほか、日本語教育や社会福祉の分野において日系社会ボランティアを派遣するなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

## 令和元年度目標

### 1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

### 2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、2025 年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える協力」となる可能性を高めるよう努める。

### 3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱(平成 27 年 2 月 閣議決定)

### 測定指標 5 国民の理解促進、開発教育の推進

#### 中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

#### 30 年度目標

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的に行う。

- 1 スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等、より多くの出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく。
- 3 メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 開発協力に関する講座  
開発協力に関する講座等を以下のとおり計 46 回実施した。
  - (1) ODA 出前講座  
全国のスーパー・グローバル・ハイスクール 2 校を含む高校、大学等において 30 回実施し、約 2,660 人の参加を得た。
  - (2) 外務省国際協力局職員による講演  
大学・大学院、経済団体、企業、国際協力イベントなどにおいて 16 回（内、局長・参事官級 2 回）実施した。
- 2 コンテンツを使った情報発信
  - (1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」  
アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」に任命し、2 分間の ODA 紹介動画を全 5 本制作した（「プロローグ編」、「ASEAN の海上保安編」、「ケニアの理科教育編」、「トルコのボスポラス海峡横断地下鉄編」及び「ペルーの中古消防車・救急車の供与編」）。9 月 21 日の一斉公開から 31 年 3 月末までの再生回数は累計 38 万回を超え、動画の視聴者からは「ODA マンの説明がわかりやすい。ODA について考えるきっかけになった。」「興味が湧くように作ってあり、好感を持てた。」といった好意的なリアクションが多く寄せられた。
  - (2) 草の根無償 30 周年に関する広報  
草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」）の実施開始 30 周年を機に、お笑いコンビのペナルティに「草の根大使」を委嘱し、8 月のタイ訪問（草の根無償案件視察、現地の人々と交流）の様態を記録した広報動画（約 10 分）を作成した。同動画を、国内での国際協力イベント、外務省員によるセミナー、在外公館が開催するイベントで放映等したほか、10 月からの YouTube 外務省公式動画チャンネルでも公開し、草の根無償に対する国内外で約 3000 人が視聴した。また草の根大使に関連する SNS 広報は延べ 25 万回表示された。
  - (3) 「開発協力白書」の出版及び外務省ホームページを通じた発信  
日本の 1 年間の開発協力の実績についてまとめた「開発協力白書」を日本語及び英語で作成・出版し、外務省ホームページに掲載するとともに、SNS で発信している。2018 年版白書については、読者の方々が日本の ODA の全体像を把握し易いよう簡単な記載に努めるとともに、「スリム化」を行いつ

つ、写真の活用を増やしたり、現場で活躍する「人」にフォーカスを当てたコラムを充実させたり等の工夫を行った。

#### (4) その他

「国際機関で働く日本人」, 「中東における日本の難民女性支援」, 「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の連結性支援」, 「気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力」及び「海の未来のための日本の国際的取組」をテーマに5本の政策広報動画を制作し、外務省HPやYoutubeにて配信した。3月末までの現在、上記5本の動画の再生回数は日・英版合わせて累計290万回を超えている。

### 3 多様なメディア媒体の活用

上記2(1)のアニメ動画「鷹の爪団の 行け! ODA マン」については、ODA 広報としては外務省初の試みであるトレインチャンネルも活用した。プロローグ編を除く動画4本をそれぞれ15秒版に編集し、東京メトロ全線で9月から10月にかけて2週間放映し、通勤・通学層を中心に推定で延べ2300万人以上にリーチした。さらに、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を2か月間出稿し、延べ2700万人にリーチした。そのほか、BS番組でスポットCMを約50回放映し、延べ1300万人にリーチするなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

また、JICA ボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポットCM、全国版の雑誌(President, 日経 Woman, アエラ, Number)への記事広告展開とWEB掲載等を実施した。

### 4 イベントを通じた情報発信

目標に掲げたものに加えて、開発協力に関する広報イベントを、以下のとおり計3回実施した。

#### (1) グローバルフェスタ JAPAN2018

レジャー感覚で開発協力に触れてもらう機会を提供するため、外務省、JICA、(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)の共催により9月29日に東京お台場で開催した。4万3,000人超が来場し、我が国ODAの一端に触れるとともに「鷹の爪団の 行け! ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。

#### (2) ワン・ワールド・フェスティバル

NGOが主催し、外務省が協力する関西地域最大の国際協力イベントとして、31年2月2、3日の両日、大阪市立北区民センター等で開催され、延べ2万5,000人が来場した。外務省は、ブース出展のほか、写真展示や外務省員によるセミナー、上記2(2)の「草の根大使」を委嘱されたお笑いコンビのペナルティと外務省職員によるトークステージを行い、「日刊スポーツ」、「デイリースポーツ」(Web版)等で報道された。

#### (3) 「鷹の爪団の 行け! ODA マン」出張授業 in 島根

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」として、31年3月2日、外務省の主催により国立島根大学にて実施し、高校生から70代まで約50名の来場者を得た。外務省員を始め、上記2(1)のアニメ動画「鷹の爪団の 行け! ODA マン」の原作者や、島根県でODAに携わる人々がパネリストとして登壇した。島根県では、アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」が県の広報キャラクターとして起用されているため、地元メディアにも注目され、TSK山陰中央テレビ、「山陰中央新報」等で報道され、山陰地方の25万世帯が視聴・閲読した。

### 令和元年度目標

- 1 ODA 出前講座そのものの広報を継続し、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報発信をより一層強化していく。
- 3 SNS を活用した情報発信を開始し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層に対して開発協力への理解促進を目指す。
- 4 グローバルフェスタ JAPAN2019 を開催し、2018 年を上回る来場者の獲得を目指す。ワン・ワールド・フェスティバル、開発協力シンポジウムについても、予算上の制約はあるが、30 年度の実施において大きな効果が確認されたため、継続開催の可能性を探っていく。

### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が11月に提出した提言において、「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており、より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため、その実施状況を検証・評価する必要がある。

このため、本年度の実績を基に、さらなる広がり重視した目標を設定した。

## 測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

### 中期目標（--年度）

28年8月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

### 30年度目標

開発協力の推進は、事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

### 施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、①～③については 29 年度に実施した取組から以下のとおり拡充した。④及び⑤については 29 年度の取組を継続した。

脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 5 回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。また、技術協力協定等への安全対策条項の追加に取り組んだ。

事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対策情報（安全対策措置、安全対策マニュアル等）を掲載する国を 140 か国まで拡充した。

ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 208 回実施し、安全対策研修参加者は、4 月現在では約 13,800 名（内訳：座学・実技研修約 4,250 名、ウェブ研修約 6,450 名、現地研修約 3,100 名）であったのに対し、31 年 3 月末現在で約 21,200 名（内訳：座学・実技研修約 7,600 名、ウェブ研修約 10,000 名、現地研修約 3,600 名）に増加した。また、4 月から、企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修を新たに開始し、同月以降、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者にも拡充し、31 年 3 月末現在 14 回実施した。加えて、30 年 3 月から開始された地方での安全対策研修も、31 年 3 月末時点で 6 都市計 7 回開催した。

### 令和元年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）
- ・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年 8 月 公表）

## 測定指標 7 主要個別事業の事後評価結果（注）

評価が A：非常に高い，B：高い， C：一部課題がある，D：低いのうち、A～B の評価が占める割合	中期目標値	30 年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	80%	76%	75%

<b>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</b> 主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。 年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。			

(注) 10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

(注) 但し、本内容はあくまで30年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）		
(約束額ベース、単位：百万ドル) (注) ODA 卒業国を含む	実績値	
	29年	30年
I 社会インフラ及びサービス	3,258.40	(集計中)
II 経済インフラ及びサービス	9,878.13	〃
III 生産セクター	2,635.43	〃
IV マルチセクター援助	1,632.66	〃
V 商品援助/一般プログラム援助	1,154.15	〃
VI 債務救済	19.10	〃
VII 人道支援(緊急食料援助, 復興, 防災等)	846.04	〃
VIII 行政経費等	754.28	〃

### 達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
① 無償資金協力 (昭和43年度)	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築という重点課題に取り組む。 こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。				1 2 3
	175,866 (172,998)	192,038 (191,524)	183,089 (183,032)	163,100	
② (独) 国際協力機構運営費交付金 (技術協力) (15年度)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3
	155,449.7 (155,449.7)	154,315.8 (154,315.8)	152,364.3 (152,364.3)	150,476.1	
③ 有償資金協力 (*)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3

	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
④ (独) 国際協力機構施設整備費補助金 (24年度)	158.6 (158.6)	166.9 (166.9)	0 (0)	523.9	141
⑤ 無償資金協力事務費 ( * )	976 (904)	964 (891)	974 (907)	974	142
⑥ 開発協力の理解促進 ( * )	131 (126)	135 (130)	137 (137)	145	143
⑦ 経済協力評価調査 (昭和56年度)	95 (86)	121 (105)	136 (57)	131	144
⑧ 開発援助人材育成・振興 ( * )	17 (13)	9 (8)	9 (7)	9	145
⑨ NGO 活動環境整備 (11年度)	101 (96)	98 (94)	94 (87)	95	146
⑩ 現地 ODA タスクフォース業務 (18年度)	99 (88)	98 (90)	98 (92)	94	147

⑪ 政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費 ( * )	<p>政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。</p> <p>また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。</p> <p>こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。</p>				1 2 3 4 5
	133 (119)	129 (110)	153 (136)	183	148
⑫ 民間援助連携事務費 (14年度)	<p>1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。</p> <p>2 NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力(N連)等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会)、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。</p> <p>3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。</p>				4
	55 (54)	55 (53)	55 (54)	54	149
⑬ 経済協力情報管理関係経費 ( * )	<p>我が国の開発協力政策の策定、実施、評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助 (ODA) 実績の公式統計データの集計及び管理を行う。</p> <p>また、集計データを元に、開発協力白書等の政府刊行物に掲載する図表の作成、及び、OECD 開発援助委員会 (DAC) への実績報告を行うほか、国会等からの照会に応じた資料提供や政策の決定、評価、公開等に用いる各種データの加工・提供についても随時対応する。</p> <p>なお、開発協力を巡る状況の変化と共に、ODA 実績の集計規則も複雑化すると共に継続的に改訂されているところ、こうした変更に対して適時かつ機動的に対応するため、現在は Excel を使用するマニュアル作業を中心とした体制で臨んでいる。</p> <p>これにより、我が国の ODA 統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を実現し、我が国の開発協力政策の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与する。</p>				1 2 3 4 5
	47 (15)	19 (17)	19 (17)	19	150
⑭ 海外技術協力推進団体補助金 (平成元年度)	<p>NGO が海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、 「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償を補完する。</p> <p>これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。</p>				4
	17 (14)	15 (14)	12 (11)	8	151



⑮ 開発協力 白書編集等 ( * )	開発協力白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集を作成する。 これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対する説明責任を果たし、 国内外における日本の開発協力に対する理解を深める。				1 2 3 4 5
	20 (20)	20 (20)	17 (9)	17	152
⑯ 国際機関 との連携等 ( * )	伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する 中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助 理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより、我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させるこ とにより、施策目標の達成に寄与する。				1 2 3 4
	8 (3)	14 (6)	15 (7)	12	153
⑰ 国別開発 協力援助方 針策定調査 (12年度)	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、具体的な開発協 力案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題 を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり、原則として全ての開発 協力対象国について策定する。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。				1 2 3
	8 (11)	8 (10)	8 (6)	8.5	154
⑱ 経済協力 案件の選 定・実施・完 了後の諸調 整等経費 ( * )	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うことにより、開発協 力の適切な実施を確保し、施策目標の達成に貢献する				1 4
	8 (7)	8 (7)	8 (8)	9	155
⑲ 国際緊急 援助事務費 (昭和 62 年 度)	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的实施を図り、施策 目標の達成に寄与する。				1 2 3
	8 (5)	8 (6)	8 (5)	8	156
⑳ 在外公館 広報活動基 盤整備費 (27年度)	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、被供与 国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をは かる。				5
	20 (12)	16 (13)	16 (13)	21	157
㉑ 草の根無 償の理解促 進に必要な 経費 (30年度)	国内外の人々を対象として、草の根無償の意義や開発効果についての理解を 促進するため、外部人材に広報事業を委嘱し、現地視察の様子を含めた広報用 動画を作成し、外務省 HP に掲載する。また、わかりやすくまとめた記事を雑 誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。 これにより、草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。				5
	-	-	2 (2)	0	158
㉒ 外務省実 施分無償資 金協力事前 調査に必要 な経費(新規) (令和元年 度)	無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。 これにより、無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し、 近年求められている、より戦略的で迅速な ODA の実施に貢献する。				1 2 3
	-	-	-	10	新 31-012

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目

標を参照願いたい。